交付方法希望票

東京都職員共済組合理事長 殿

任意継続組合員証の交付方法について、以下のとおり希望します。

| 希望する交付方法 (希望する方に○) | 資格担当窓口交付 | 所属所交付 |
|-----------------------|----------|-------|
| 所属所名 | | |
| 組合員番号 | | |
| 組合員氏名 | | |

<注意事項>

初回分の任意継続掛金の払込期限は、<u>退職日の翌日から19日以内です。</u> 払込期限までに払い込まないと任意継続組合員になれません。

(1)所属所交付の場合

・資格担当窓口交付と比べて手続に時間を要するため、**退職日の7日前(土・日・** 祝日、年末年始を除く。)までに、退職時の所属所から**資格担当に申請書類が到着**するよう、送付してください。

(2)資格担当窓口(東京都庁第一本庁舎北塔 39 階)交付の場合

- ・<u>退職日の3日前(土・日・祝日、年末年始を除く。)まで</u>に、退職時の所属所から 資格担当に申請書類が到着するよう、送付してください。組合員が申請書類を持参 して資格担当窓口に来庁されても、資格担当ではすぐに手続できません。
- ・第一本庁舎1階の取扱金融機関(「みずほ銀行」と「ゆうちょ銀行」)の窓口営業時間を考慮して、資格担当窓口には、**開庁日の午前9時から午前11時まで又は午後1時から午後2時まで**の来庁をお願いしています。
- ・掛金の払込みを「みずほ銀行」又は「ゆうちょ銀行(現金払いを除く※)」で行う場合は、払込者の手数料負担はありません。(※ゆうちょ銀行の料金改定により、「現金」で払い込む場合は別途手数料が必要となりました。)前記以外の金融機関で払込みをする場合は、手数料が必要です。